

(2) 設置変更届出に必要な書類 (各 1 部)

届出済の事項に変更が生じたときは、内容に応じ下記の書類を届け出てください。

変更の内容	必要書類 (様式による)	添付書類等
管理者の氏名および住所の変更	1 路外駐車場設置変更届 2 管理規程一部変更届	
駐車場の名称の変更	同 上	
法人管理者の住所の変更	1 管理規程一部変更届	
駐車場の位置の変更 (町名地番変更によるもの)	1 路外駐車場設置変更届	
規模・構造・設備の変更	1 路外駐車場設置変更届	変更事項に係る図面及び指示されたもの
附帯業務の変更	1 路外駐車場設置変更届 2 管理規程一部変更届	変更事項に係る図面及び指示されたもの、管理規程
駐車料金 (上限額) の変更	1 管理規程一部変更届	管理規程
供用時間・使用契約 省令で定められた事項	1 管理規程一部変更届	管理規程

補足 1 : 設置変更は、法第 1 2 条、管理規定変更は、法第 1 3 条の規定に基づく。

2 : 必要書類は、添付書類も含め全て 1 通ずつ提出とする。

3 : 管理規程の変更届については、事由発生後 1 0 日以内に届け出ること。

(3) 休止等の届出に必要な書類 (各 1 部)

路外駐車場管理者は、路外駐車場の全部または一部の供用を休止、廃止したとき、または現に休止している路外駐車場の全部または一部の供用を再開したときは、10日以内に届出が必要となります。

(駐車場法第14条)

届出事由	必要書類 (様式による)	添付書類等
休止の場合	路外駐車場 (全部・一部) 休止届	一部休止の場合は、休止部分の分かる平面図
廃止の場合	路外駐車場 (全部・一部) 廃止届	一部廃止の場合は、廃止部分の分かる平面図
再開する場合	路外駐車場再開届	再開する場所の分かる図面